

○日野町市街化調整区域における地区計画制度の運用基準

日野町市街化調整区域における地区計画制度の運用基準(平成 31 年 4 月 1 日制定)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この運用基準は、本町の市街化調整区域における地区計画制度の運用および地区計画の案の作成に関し必要な事項を定めることにより、日野町の都市計画に関する基本的な方針（以下「日野町都市計画マスタープラン」という。）等との整合を図り、もって市街化調整区域における農業との調和、良好な住環境の維持・形成等に関することおよび一定の基準を示すことにより地域住民による適切なまちづくりを支援することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この運用基準において使用する用語は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）および建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定めるところによる。

(運用範囲)

第 3 条 この運用基準は、市街化調整区域において定める地区計画について適用する。

(基本方針)

第 4 条 市街化調整区域における地区計画制度の運用については「都市計画運用指針」（平成 18 年国都計発第 105 号）および「市街化調整区域における地区計画の策定にかかる運用方針」（令和 4 年 3 月滋賀県土木交通部都市計画課）に基づき行うため一定の街区が形成された中でのまちづくりを基本としていることから、一建築物の建築、一敷地の開発を可能とするための便宜的手法として活用されるものではない。また、当該地区計画は次に掲げる基本方針に該当するものでなければならない。

- (1) 法第 18 条の 2 に基づく日野町都市計画マスタープランとの整合が図られていること。
- (2) いたずらに市街地を拡大しないよう、その必要性、周辺の公共施設の整備状況、自然環境・景観や農業との調和等の観点から総合的に配慮されたものであること。
- (3) 円滑な交通を維持できる道路、十分な流下能力を有する水路または河川および上下水道施設等の公共公益施設が、地区計画策定区域内やその周辺に配置され、または配置されることが確実にあり、かつ、原則として新たな行政投資を行う必要がないこと。
- (4) 地区計画により市街地整備の進んだ地区が一定範囲以上の広がりをもったときは、定期的に市街化区域への編入を行うことを原則とする。
- (5) 市街化を抑制すべきという市街化調整区域の性格を逸脱しない範囲で定められ、当該都市計画区域における計画的なまちづくりに支障を及ぼさないものであること。
- (6) 安全で安心して暮らせるまちづくりの観点から、防災面に十分配慮されたものであること。

(適用区域の制限)

第 5 条 地区計画の区域には、次に掲げる区域または地域を含まないものとする。ただし、地区計画の決定の時期までに当該区域または地域の指定が解除されることが確実に認められる場合は、この限りでない。

- (1) 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに規定する土地の区域

- (2) 滋賀県立自然公園条例（昭和 40 年滋賀県条例第 30 号）第 5 条第 1 項に規定する滋賀県立自然公園
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
- (4) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）による農地転用が許可されないと見込まれる農用地
- (5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項、第 25 条の 2 第 1 項および第 41 条第 1 項に規定する保安林または保安施設地区
- (6) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項および第 110 条第 1 項に規定する史跡、名勝天然記念物に指定または仮指定された区域
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区
- (8) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に規定する砂防指定地
- (9) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域および第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域
- (12) 法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区
- (13) 法第 8 条第 1 項第 15 号に規定する伝統的建造物群保存地区
- (14) 滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）第 24 条関連区域。ただし、適切に造成され、浸水想定レベルより地盤面を上げる等の浸水による著しい被害への対策が確認された場合はこの限りでない。
- (15) その他町長が保全する必要があると認める区域

2 制限するまたは法令や計画と整合を要する区域として下記の区域とする。

- (1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する産業導入地区
 - (2) 法第 34 条第 11 号の指定区域
 - (3) 法第 34 条第 12 号の指定団地
- （地区計画の類型）

第 6 条 地区計画の対象となる地区は、第 4 条第 1 項に掲げる基本方針の要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる類型のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 次に掲げる要件を満たす区域における地区計画（以下「既存集落型」という。）
一団の街区を形成する既存の集落およびその周辺の区域において必要な公共施設等の整備が担保されており、良好な居住環境を形成することが可能な地区で、集落のコミュニティの維持、改善を目的とする地区計画
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす区域における地区計画（以下「宅地活用継続型」という。）

ア 既存集落を除いて既に造成されている住宅団地等における地区計画

イ 工場、事業所等の立地により既に宅地化されている地区または都市計画法その他の法律により整備された地区において、周辺環境との調和を図りながら持続的な土地利用を目的とする地区計画

(3) 次に掲げる要件を満たす区域における地区計画（以下「市街化区域隣接型」という。）

市街化区域に隣接する鉄道駅から概ね1キロメートル以内の地域、または2車線以上の整備された道路（幹線道路）に面する地域で、既に住宅等が点在している区域において、既に無秩序な市街化が進んでいるまたは進むおそれがある区域で、それらを良好な土地利用環境への誘導を図るとともに、景観・営農条件等との調和を図りつつ、必要な公共・公益施設の整備等により計画的にゆとりある良好な市街地環境の保全および形成を図ることを目的とするものであること。

(4) 次に掲げる要件を満たす区域における地区計画（以下「沿道型（非住居系）」という。）

2車線以上の国道、主要地方道、都市計画道路などの幹線道路沿道において、無秩序な開発の進行またはおそれがある場合、適正な土地利用の整序を図るため、許容する用途や土地利用の範囲を限定し用途の混在を防止するとともに、沿道の機能を活かし地域経済の活性化を目的とする地区計画

(5) 次に掲げる要件を満たす区域における地区計画（以下「地域振興型（非住居系）」という。）

ア 地域振興

日野町都市計画マスタープラン等の上位計画に土地利用の方針が定められている区域において、この方針に基づく土地利用を適切に誘導し産業の振興その他都市機能の維持・増進を目的とする地区計画（町長が法第12条の5第1項第2号に規定する地区計画の適用区域のいずれかに該当すると認め、かつ、地区計画制度の活用を図ることが適当であると認める場合に限る。）

イ コミュニティ維持

日野町都市計画マスタープラン等の上位計画に定める地域拠点またはコミュニティ拠点に位置付けられた区域において、公民館等を中心に地域コミュニティを維持する拠点を形成することで、地域の維持および活性化を目的とする地区計画

(区域の設定)

第7条 地区計画の区域の設定は、原則として公共用地の地形地物等（道路、鉄道の線路、その他の恒久的な施設または河川、水路等をいう。）により、明確かつ恒久的に区別するものとする。これにより難しい場合には、土地所有の状況、土地利用の現状および将来の見通し、地区計画において定めることとなる道路等の施設の配置等を勘案して、敷地境界線等によりできる限り整形となるように定めるものとする。

2 地区計画区域の周辺において、無秩序に集落が拡大しないよう必要最低限の規模とする。

3 住居系の地区計画の区域は、近隣の地域社会を形成するため、区域の面積に応じて適切な住宅戸数規模を有するものとする。この場合、概ね10区画を最低戸数規模の基準とする。

4 地区計画の区域の面積は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 既存集落型

0.5ヘクタール以上5.0ヘクタール未満とする。ただし、周辺の土地利用状況等によりやむを得ないと認められる場合は、最小面積を0.3ヘクタールとすることができる。

(2) 宅地活用継続型

0.5ヘクタール以上5.0ヘクタール未満とする。ただし、工場跡地等の既存宅地活用を行うもので周辺の土地利用の状況によりやむを得ない場合は、最小面積を0.3ヘクタールとすることができる。

(3) 市街化区域隣接型

0.5ヘクタール以上5.0ヘクタール未満とする。ただし、工場跡地等の既存宅地活用を行うもので周辺の土地利用の状況によりやむを得ない場合は、最小面積を0.3ヘクタールとすることができる。

(4) 沿道型（非住居系）

0.5ヘクタール以上5.0ヘクタール未満とする。

(5) 地域振興型（非住居系）

ア 地域振興 2.0ヘクタール以上とする。

イ コミュニティ維持 0.3ヘクタール以上とする。

(地区計画の内容)

第8条 地区計画は、法第12条の5第2項の規定により地区計画の名称、位置、区域および区域の面積、当該地区計画の目標、当該区域の整備、開発および保全の方針（以下「地区計画の方針」という。）ならびに地区整備計画を都市計画に定めるものとする。

(地区計画の目標)

第9条 前条に規定する地区計画の目標は、当該地区の周辺において市街化を促進することがない等、市街化調整区域の性格および当該地区の特性を踏まえ、自然環境の保全、ゆとりある良好な市街地環境の維持および形成、周辺の環境、営農条件との調和、地域の活性化等について、必要な事項を明らかにするものとする。

(地区計画の方針)

第10条 第8条に規定する地区計画の方針は、当該地区のまちづくりの基本的な方向を示す総合的な指針として、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 土地利用の方針

(2) 地区施設の整備の方針

(3) 建築物等の整備の方針

(4) 前3号に掲げる事項のほか、当該地区の整備、開発および保全に関する方針

(地区整備計画)

第11条 第8条に規定する地区整備計画は、地区計画の方針に基づき、地区計画の目標を達成するために必要な事項を定めるものとし、次の各号に掲げる事項のうちから、当該地区の特性に応じて定めるものとする。

(1) 地区施設等に関する事項

ア 道路の配置および規模

イ 公園、緑地、広場その他公共空地の配置および規模

(2) 建築物等に関する事項

ア 建築物等の用途の制限

イ 容積率の最高限度

ウ 建蔽率の最高限度

エ 敷地面積の最低限度

- オ 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度
- カ 壁面の位置の制限
- キ 建築物等の高さの最高限度
- ク 建築物の居室の床面の高さの最低限度
- ケ 日影規制、北側斜線
- コ 建築物の形態または意匠の制限
- サ 垣または柵の構造の制限
- シ 緑化率の最低限度

(3) 土地の利用に関する事項

(地区施設等に関する事項)

第12条 当該地区計画の策定区域は、住居系は原則として6.0メートル以上、非住居系は車道2車線で原則として9.0メートル以上の幅員の道路に接しているものまたは接することが確実であるものとする。ただし、非住居系の幅員については、地区計画の内容および周辺の状況により、交通安全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。

- 2 地区施設は、当該地区の周辺の道路状況等を勘案の上、区画道路および公園、緑地、広場その他公共空地を配置するとともに必要に応じて雨水調整施設を配置するものとし、当該地区施設に係る基準は、法第33条および滋賀県が定める「都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準」と同等以上の基準に適合するものとする。

(建築物等に関する事項)

第13条 建築物等に関する基準は、市街化調整区域等におけるゆとりある良好な都市環境の維持および増進を図るため、次の各号に掲げる地区計画の類型に応じ、当該各号に定めるものとする。ほか、当該対象地区の特性に応じた必要な事項について定めるものとする。ただし、区域内の既存の建築物についてはこれらのすべてを、区域内の既存の建築物が建っている敷地については敷地面積の最低限度を適用除外とすることができる。

(1) 既存集落型および宅地活用継続型の建築物等に関する事項は、次のとおりとする。

- ア 建築物等の用途の制限は、戸建専用住宅を主体としたものとし、第一種低層住居専用地域における用途の範囲内とする。ただし、共同住宅、寄宿舍または下宿を除くものとする。
- イ 容積率の最高限度は、80パーセントとする。
- ウ 建蔽率の最高限度は、50パーセントとする。
- エ 敷地面積の最低限度は、200平方メートルとする。ただし、隅切り部は、180平方メートルとする。
- オ 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
- カ 壁面の位置の制限は、道路および敷地境界線から1.0メートル以上とする。
- キ 建築物等の高さの最高限度は、10メートルとする。
- ク 建築物の居室の床面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
- ケ 日影規制および北側斜線は、第一種低層住居専用地域の基準とする。
- コ 建築物等の形態または意匠の制限は、健全な市街地景観の形成に配慮し、建築物の色彩は周辺の美観風致を損なわないものとし、必要に応じて定める。
- サ 垣または柵の構造の制限は、緑地の現況、地区の特性を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境および景観との調和が図られるよう定める。

(2) 市街化区域隣接型の建築物等に関する事項は、次のとおりとする。

- ア 建築物等の用途の制限は、隣接する市街化区域用途の範囲内とする。
- イ 容積率の最高限度は、隣接する市街化区域用途で設定されている容積率とする。
- ウ 建蔽率の最高限度は、隣接する市街化区域用途で設定されている建蔽率とする。
- エ 敷地面積の最低限度は、200 平方メートルとする。ただし、隅切り部は、180 平方メートルとする。
- オ 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
- カ 壁面の位置の制限は、道路および敷地境界線から 1.0 メートル以上とする。
- キ 建築物等の高さの最高限度は、隣接する市街化区域用途の基準とする。
- ク 建築物の居室の床面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
- ケ 日影規制、北側斜線は、隣接する市街化区域用途の基準とする。
- コ 建築物等の形態または意匠の制限は、健全な市街地景観の形成に配慮し、建築物の色彩は周辺の美観風致を損なわないものとし、必要に応じて定める。
- サ 垣または柵の構造の制限は、必要に応じて定める。

(3) 沿道型（非住居系）の建築物等に関する事項は、次のとおりとする。

- ア 建築物等の用途の制限は、第二種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物の用途の範囲内（住宅を除く。）とする。ただし、隣接する市街化区域の用途地域との調和や町の上位計画等との整合が必要な場合、ならびに国道 307 号の沿線にあっては、近隣商業地域内に建築することができる建築物の用途の範囲内（住宅を除く。）とする。
- イ 容積率の最高限度は、200 パーセントとする。
- ウ 建蔽率の最高限度は、60 パーセントとする。
- エ 敷地面積の最低限度は、200 平方メートルとする。
- オ 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
- カ 壁面の位置の制限は、道路および敷地境界線から 1.0 メートル以上とする。
- キ 建築物等の高さの最高限度は、良好な景観の観点から周囲の景観と調和した高さを定める。
- ク 建築物の居室の床面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
- ケ 日影規制、北側斜線は、必要に応じて定める。
- コ 建築物等の形態または意匠の制限は、健全な市街地景観の形成に配慮し、建築物の色彩は周辺の美観風致を損なわないものとし、必要に応じて定める。
- サ 垣または柵の構造の制限は、緑地の現況、地区の特性を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境および景観との調和が図られるよう定める。
- シ 敷地面積に対する緑化率の最低限度は、必要に応じて定める。

(4) 地域振興型（非住居系）地域振興の建築物等に関する事項は、次のとおりとする。

- ア 建築物等の用途の制限は、地域産業の振興および雇用の確保の観点から、準工業地域内に建築することができる建築物の用途の範囲内とする。ただし、住宅（当該地区内に立地する工場の所有者が管理する当該工場の従業員のための住宅、長屋、共同住宅および寄宿舍を除く。）ならびにキャバレー、料理店、ナイトクラブおよびパチンコ店その他これらに類するものを除く。
- イ 容積率の最高限度は、200 パーセントとする。
- ウ 建蔽率の最高限度は、60 パーセントとする。
- エ 敷地面積の最低限度は、200 平方メートルとする。

- オ 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
 - カ 壁面の位置の制限は、道路および敷地境界線から 1.0 メートル以上とする。
 - キ 建築物等の高さの最高限度は、良好な景観の観点から周囲の景観と調和した高さを必要に応じて定める。
 - ク 建築物の居室の床面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
 - ケ 日影規制および北側斜線は、必要に応じて定める。
 - コ 建築物等の形態または意匠の制限は、健全な市街地景観の形成に配慮し、建築物の色彩は周辺の美観風致を損なわないものとし、必要に応じて定める。
 - サ 垣または柵の構造の制限は、緑地の現況、地区の特性を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境および景観との調和が図られるよう定める。
 - シ 敷地面積に対する緑化率の最低限度は、必要に応じて定める。
- (5) 地域振興型（非住居系）コミュニティ維持の建築物等に関する事項は、次のとおりとする。
- ア 建築物等の用途の制限は、第二種中高層住居専用地域における用途の範囲内とする。ただし、住宅を除くものとする。
 - イ 容積率の最高限度は、200 パーセントとする。
 - ウ 建蔽率の最高限度は、60 パーセントとする。
 - エ 敷地面積の最低限度は、200 平方メートルとする。
 - オ 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
 - カ 壁面の位置の制限は、道路および敷地境界線から 1.0 メートル以上とする。
 - キ 建築物等の高さの最高限度は、良好な景観の観点から周囲の景観と調和した高さを定める。
 - ク 建築物の居室の床面の高さの最低限度は、必要に応じて定める。
 - ケ 日影規制、北側斜線は、必要に応じて定める。
 - コ 建築物等の形態または意匠の制限は、健全な市街地景観の形成に配慮し、建築物の色彩は周辺の美観風致を損なわないものとし、必要に応じて定める。
 - サ 垣または柵の構造の制限は、緑地の現況、地区の特性を考慮し、原則として生垣とする等、周辺の環境および景観との調和が図られるよう定める。
 - シ 敷地面積に対する緑化率の最低限度は、必要に応じて定める。

(地区計画の案の申出)

第 14 条 法第 16 条第 3 項に規定する住民または利害関係人は、日野町地区計画の案の作成に関する条例（平成 7 年日野町条例第 19 号）の定めるところにより、地区計画の原案を申し出ることができる。

- 2 前項の申出を行う者は、あらかじめ地区計画の素案（様式第 1 号）を作成し、申し出なければならない。

(住民の合意形成)

第 15 条 地区計画の素案を申し出る者（以下「申出人」という。）は、素案作成にあたって、検討の段階から当該地区および周辺住民の意見を地区計画に反映させるよう努め、説明会等を実施した後、報告書（様式第 2 号）により報告しなければならない。

- 2 地区計画の素案の内容に関する住民の合意形成については、当該地区計画区域の利害関係人全員の同意を得なければならない。

(申出に対する措置)

第 16 条 町長は、第 14 条第 2 項の規定による地区計画の素案の申出があったときは、遅滞なく、地区計画の素案の全部または一部を地区計画の案として決定する必要があるかどうかを判断しなければならない。

2 町長は、前項の規定により当該地区計画の案として決定する必要があると判断したときは、その旨を申出人に通知しなければならない。

3 町長は、第 1 項の規定により当該地区計画の案として決定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨およびその理由を申出人に通知しなければならない。この場合において、町長は、あらかじめ日野町都市計画審議会の意見を聴くものとする。

(事前審査)

第 17 条 前条第 2 項の規定により通知を受けた申出人は、滋賀県が定める「都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準」に基づく開発計画事前審査願を滋賀県に提出し、地区計画の原案を申し出る前までに関係機関との協議調整を行い、事前審査を完了しておかななければならない。

(条例による制限の適用)

第 18 条 町長は、地区計画の区域内において建築物の用途、敷地および構造に関する事項で当該地区計画の内容として定めたものについて、建築基準法第 68 条の 2 第 1 項に基づき、条例を制定し制限するものとする。

(事業の実施)

第 19 条 事業者は、地区計画が定められた日から、原則として 1 年以内に当該地区計画に適合する事業に着手するものとする。

2 やむを得ない事由により一体的開発が困難な場合、事業者は当該地区内の公共施設の整備順位、実施時期、施行主体その他町長が必要と認めた事項を記載した整備計画を策定し、承認を得なければならない。

(法令等の引用)

第 20 条 この基準に定めるもののほか、引用する法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に改正があったときは、改正後の法令等によるものとする。

(その他)

第 21 条 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前日までに行われた、旧基準に基づく手続きに関しては、なお従前の例による。

地区計画素案申出書

年 月 日

日野町長 様

申出人 住 所
氏 名
連絡先

印

日野町市街化調整区域における地区計画運用基準第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり申し出ます。

1. 地区計画の種類	
2. 地区計画の名称	
3. 地区計画の位置	
4. 地区計画の区域面積	
5. 地区計画の目標	
6. 土地利用の方針	
7. 地区施設の整備方針	
8. 建築物等の整備方針	
9. その他整備、開発および 保全に関する方針	
10. 土地所有者等の状況	
11. 区域周辺の施設整備状況	

備考 申出人が法人の場合は、住所の欄にはその主たる事務所の所在地を、氏名の欄にはその名称および代表者の氏名を記入し、代表印を押印してください。

※添付書類

- (1) 位置図（縮尺 1/10000） (2) 土地の登記事項証明書 (3) 公図（現況写真）
(5) 地区計画の区域図（縮尺 1/2500 以上） (6) 土地利用計画図（縮尺 1/500 以上）
(7) 区域内の土地所有者等一覧表 (8) その他町長が必要と認める書類

区域内の土地所有者等一覧表

番号	氏 名 (注 1)	権利の種類 (注 2)	土地または建物の所在地	土地の面積 (㎡)	同意の 有無
同意の状況		総数	同意	同意率	
権利者の数	所 有 権				
	賃借権等				
	合 計	人	人	%	
土地の面積	所 有 権				
	賃借権等				
	合 計	㎡	㎡	%	

(注 1) 法人の場合は、氏名の欄にはその名称および代表者の氏名を記入してください。

(注 2) 権利の種類欄には、所有権、賃借権等の別を記入してください。

説明会等結果報告書

年 月 日

日野町長 様

申出人 住 所
氏 名
連絡先

印

日野町市街化調整区域における地区計画運用基準第15条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

1. 地区計画の名称			
2. 地区計画の位置	蒲生郡日野町		
3. 開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
4. 開催場所			
5. 出席者	地域住民側	人	申出者側 人
説明経過等趣旨			
(地域住民側) 質問・要望の内容		(地区計画申出者側) 説明・回答の内容	

※区域内利害関係人および周辺住民、それぞれについて記載すること。

※添付書類 説明会参加者名簿（別紙）

別 紙

説明会参加者名簿

地域住民側		申出人		
申請者との関係	氏名	事業者との関係	会社名	氏名

※申請地との関係は、土地所有者、自治会長、自治会役員、農業組合長、隣地土地所有者、
周辺住民等、出席者の立場がわかるように記入すること。